レセ電通信調 30006 号 平成 30 年 4 月 16 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部

記録条件仕様の改正等に伴う「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き (調剤)」の変更について

記録条件仕様の改正等に伴い、支払基金に請求する電子レセプトに係る「レセプト電算処理システム 電子レセプトの作成手引き(調剤)」(以下「手引き」という。)の平成28年7月版において解説している記録内容と、平成30年5月請求以降分のチェック仕様が相反する取扱いとなることから、下記のとおり手引きを変更しますのでお知らせします。

なお、手引きにおける当該箇所の修正は、平成 30 年 7 月版において行います。

おって、改正等に伴い、他の箇所にも変更が生じますが、記録方法に大幅な変更が生じる場合を除き、平成30年7月版としての変更及び支払基金ホームページへの掲載を予定しておりますのでご了承願います。

記

## 1 記録条件仕様の変更内容

調剤情報レコードの「分割調剤」の「前回までの一包化日数」項目について、「前回までの一包化を行った数量<u>("1"以上)</u>を記録する。」旨が明記されました。

## 2 チェック仕様の変更内容

当該項目に記録がある場合は、"1"以上の値であること。(L2 エラー) なお、チェック仕様の詳細は、レセ電通信調 30004 号の記の 1 の項番 3 を 参照願います。

## 3 手引きの変更箇所及び内容

前1の変更に伴い、手引き平成28年度7月版第6章の2の(48) 前回までの一包化日数(分割調剤)(20ページ)のアの例3「2回目で初回は一包化しなかった場合」について、次のとおり取扱いを変更します。

変更前	変更後
「0」と記録します。	記録を省略します。